

制 定 平成23・03・31財資第228号  
平成23年4月1日  
一部改正 平成24・03・27財資第17号  
平成24年4月5日  
一部改正 平成24・05・21財資第3号  
平成24年5月25日  
一部改正 20130315財資第31号  
平成25年3月29日  
一部改正 20150126財資第6号  
平成27年2月9日  
一部改正 20150320財資第18号  
平成27年3月24日  
一部改正 20160323財資第2号  
平成28年3月25日  
一部改正 20170116財資第2号  
平成29年1月31日  
一部改正 20180301財資第6号  
平成30年3月5日  
一部改正 20190208財資第2号  
平成31年3月4日  
一部改正 20200302財資第8号  
令和2年3月13日  
一部改正 20210302財資第11号  
令和3年3月12日  
一部改正 20230314財資第2号  
令和5年3月20日  
一部改正 20241202財資第14号  
令和6年12月19日

## 石油製品販売業構造改善対策事業費補助金（離島・SS過疎地等における石油製品の流通合理化支援事業のうち離島のガソリン流通コスト対策事業に係るもの）交付要綱

### （通則）

第1条 石油製品販売業構造改善対策事業費補助金（離島・SS過疎地等における石油製品の流通合理化支援事業のうち離島のガソリン流通コスト対策事業に係るもの）（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「施行令」という。）及びその他の法令の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

### （交付の目的）

第2条 この補助金は、揮発油販売業者等が離島の消費者に対してガソリン小売価格の値引きを行った事業（以下「離島のガソリン流通コスト対策事業」という。）及び揮発油販売業者等が行うガソリンの販売に関する検査及び検定を行った事業（以下「離島のガソリン販売関係法定検査等支援事業」という。）並びに揮発油販売業者等が行うガソリンの販売に関する設備又は施設の補修又は改修及び設備等の導入を行う事業（以下「離島のガソリンスタンド等支援事業」という。）（以下「間

接補助事業」という。)に要する経費に対して、当該経費を助成する事業(以下「補助事業」という。)に要する経費を補助することにより、ガソリンの安定的かつ低廉な供給の確保を図ることを目的とする。

#### (交付の対象及び補助率)

第3条 経済産業大臣(以下「大臣」という。)は、前条の目的を達するため、補助金の交付を受けて補助事業を行う者(以下「補助事業者」という。)が補助事業を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費(以下「補助対象経費」という。)について予算の範囲内で補助金を交付する。ただし、別紙 暴力団排除に関する誓約事項 記に記載されている事項に該当する者が行う事業に対しては、本補助金の交付対象としない。

- 2 補助対象経費の区分及び補助率は、別表1のとおりとする。
- 3 補助対象となる離島及び離島ごとの補助金額の単価は、別表2のとおりとする。
- 4 離島のガソリン販売関係法定検査等支援事業の補助対象となる検査及び検定は、別表3のとおりとする。
- 5 離島のガソリンスタンド等支援事業の補助対象となる設備等は、別表4のとおりとする。

#### (補助対象経費及び間接補助対象経費の期間)

第4条 補助事業の補助対象経費の期間は補助金の交付を受けようとする会計年度の4月1日から3月31日までの期間とする。

- 2 間接補助事業を行う者(以下「間接補助事業者」という。)が間接補助事業を実施するために必要な経費のうち、間接補助金(補助事業者が大臣から交付を受けた補助金をその財源として、間接補助事業者に交付する助成金をいう。以下同じ。)の交付の対象として補助事業者が認める経費(以下「間接補助対象経費」という。)の期間は間接補助金の交付を受けようとする会計年度の4月1日から3月31日までの期間とする。ただし、間接補助事業のうち離島のガソリン流通コスト対策事業及び離島のガソリン販売関係法定検査等支援事業の間接補助対象経費の期間は間接補助金の交付を受けようとする会計年度の前年度の2月1日から間接補助金の交付を受けようとする会計年度の1月31日までの期間とする。

#### (交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、補助金の交付を受けようとするときは、様式第1による補助金交付申請書に大臣が定める書類(以下「添付書類」という。)を添えて、大臣に提出しなければならない。

- 2 申請者は、前項の補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。)を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

#### (電子情報処理組織による申請等)

第6条 申請者は、前条第1項の規定に基づく交付の申請、第9条の規定に基づく申請の取下げ、第11条第1項の規定に基づく計画変更の申請、第14条の規定に基づく事故の報告、第15条の規定に基づく状況報告、第16条第1項若しくは第2項の規定に基づく実績報告、第18条第2項の規定に基づく支払請求、第19条第1項の規定に基づく消費税等仕入控除税額の確定に伴う報告又は第22条第3項の規定に基づく財産の処分の承認申請(以下「交付申請等」という。)については、原則、電子情報処理組織を使用する方法(適正化法第26条の3第1項の規定に基づき大臣が定めるものを

いう。)により行わなければならない。

(電子情報処理組織による処分通知等)

第7条 大臣は、前条の規定により行われた交付申請等に係る次条第1項の規定に基づく通知、第11条第1項の規定に基づく承認、第14条の規定に基づく指示、第15条の規定に基づく要求、第17条第1項の規定に基づく通知、同条第2項の規定に基づく返還命令、同条第3項の規定に基づく納付命令(第19条第3項及び第20条第4項の規定において準用する場合を含む。)、第19条第2項の規定に基づく返還命令、第20条第1項の規定に基づく取消し若しくは変更、同条第2項の規定に基づく返還命令、同条第3項の規定に基づく納付命令、第21条第4項の規定に基づく納付命令(第22条第4項の規定において準用する場合を含む。)又は第22条第3項の規定に基づく承認について、当該通知等を補助金申請システムにより行うことができる。

(交付決定の通知)

第8条 大臣は、第5条第1項の規定による申請書の提出があった場合には、当該申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、交付決定を行い、様式第2による補助金交付決定通知書を申請者に送付するものとする。

- 2 第5条第1項の規定による申請書が到達してから、当該申請に係る前項による交付決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、30日とする。
- 3 大臣は、第5条第2項ただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。
- 4 大臣は、第1項の通知に際して必要な条件を付することができる。

(申請の取下げ)

第9条 申請者は、補助金の交付決定の通知を受けた場合において、交付の決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から10日以内に大臣に書面をもって申し出なければならない。

(補助事業の経理等)

第10条 補助事業者は、補助事業の経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を補助事業の完了(廃止の承認を受けた場合を含む。)日の属する年度の終了後5年間、大臣の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

(計画変更の承認等)

第11条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ様式第3による申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助対象経費の区分ごとに配分された額を変更しようとするとき。ただし、各配分額の10パーセント以内の流用増減を除く。
- (2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。
  - (ア) 補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、補助事業者の自由な創意により、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合。
    - (イ) 補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合。
  - (3) 補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。
- 2 大臣は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付の決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

#### (契約等)

- 第12条 補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般的競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般的競争に付することが困難又は不適当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。
- 2 補助事業者は、補助事業の一部を第三者に委託（請負その他委託の形式を問わない。以下同じ。）し、又は第三者と共同して実施しようとする場合は、実施に関する契約を締結後速やかに、様式第1別添2に準じて届出書を作成し、大臣に提出しなければならない。
- 3 補助事業者は、補助事業のうち間接補助事業を執行管理する業務における事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる遂行管理部分を第三者に請負わせ、又は委託してはならない。
- 4 補助事業者は、第1項又は第2項の契約に当たり、契約の相手方に対し、補助事業の適正な遂行のため必要な調査に協力を求めるための措置をとることとする。
- 5 補助事業者は、第1項又は第2項の契約（契約金額100万円未満のものを除く）に当たり、経済産業省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としてはならない。ただし、補助事業の運営上、当該事業者でなければ補助事業の遂行が困難又は不適当である場合は、大臣の承認を受けて当該事業者を契約の相手方とすることができる。
- 6 大臣は、補助事業者が前項本文の規定に違反して経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としたことを知った場合は必要な措置を求めることができるものとし、補助事業者は大臣から求めがあった場合はその求めに応じなければならない。
- 7 前6項までの規定は、補助事業の一部を第三者に請負わせ、又は委託し、若しくは共同して実施する体制が何重であっても同様に取り扱うものとし、補助事業者は、必要な措置を講じるものとする。

#### (債権譲渡の禁止)

- 第13条 補助事業者は、第8条第1項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を大臣の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。
- 2 大臣が第17条第1項の規定に基づく確定を行った後、補助事業者が前項ただし書に基づいて債権の譲渡を行い、補助事業者が大臣に対し、民法（明治29年法律第89号）第467条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号。以下「債権譲渡特例法」という。）第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合には、大臣は次の各号に掲げる事項を主張する権利を保留し又は次の各号に掲げる異議をとどめるものとする。また、補助事業者から債権を譲り受けた者が大臣に対し、債権譲渡特例法第4条第2項に規定する通知若しくは民法第467条又は債権譲渡特例法第4条第2項に規定する承諾の依頼を行う場合についても同様とする。
- （1）大臣は、補助事業者に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡債権金額を軽減する権利を保留する。
- （2）債権を譲り受けた者は、譲渡対象債権を前項ただし書に掲げる者以外への譲渡又はこれへの質権の設定その他債権の帰属並びに行使を害すべきことを行わないこと。
- （3）大臣は、補助事業者による債権譲渡後も、補助事業者との協議のみにより、補助金の額その他の交付決定の変更を行うことがあり、この場合、債権を譲り受けた者は異議を申し立てず、当該交付決定の内容の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、専ら補助事業者と債権を譲り受けた者の間の協議により決定されなければならないこと。
- 3 第1項ただし書に基づいて補助事業者が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、大臣が行う弁済の効力は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第42条の2の規定に基づき、大臣が同令第1条第3号に規定するセンター支出官に対して支出の決定の通知を行ったときに生ず

るものとする。

#### (事故の報告)

第14条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに様式第4による事故報告書を大臣に提出し、その指示を受けなければならない。

#### (状況報告)

第15条 補助事業者は、補助事業の遂行及び収支の状況について、大臣の要求があったときは速やかに様式第5による状況報告書を大臣に提出しなければならない。

#### (実績報告)

第16条 補助事業者は、補助事業が完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）したときは、その日から起算して30日を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに様式第6による実績報告書を大臣に提出しなければならない。

- 2 補助事業の実施期間内において、国の会計年度が終了したときは、翌年度の4月30日までに前項に準ずる実績報告書を大臣に提出しなければならない。
- 3 補助事業者は、第1項の実績報告書をやむを得ない理由により提出できない場合は、大臣は期限について猶予することができる。
- 4 補助事業者は、第1項又は第2項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

#### (補助金の額の確定等)

第17条 大臣は、前条第1項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第11条第1項に基づく承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知する。

- 2 大臣は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。
- 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。
- 4 大臣は、補助事業の適正な遂行のため必要があると認めたときは、第1項に基づく現地調査等のほか、事業に係る取引先（請負先、委託先及びそれ以下の請負先、委託先も含む）に対して、現地調査等を行うことができるものとし、補助事業者は当該調査の実施に必要な措置を講じるものとする。

#### (補助金の支払)

第18条 補助金は前条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、必要があると認められる経費については、概算払をすることができる。

- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、様式第7による精算（概算）払請求書を大臣に提出しなければならない。

#### (消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第19条 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第8により速やかに大臣に報告しなければならない。

- 2 大臣は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずる。

3 第17条第3項の規定は、前項の返還の規定について準用する。

(交付決定の取消し等)

第20条 大臣は、第11条第1項第3号の補助事業の全部若しくは一部の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、第8条第1項の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 補助事業者が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく大臣の処分若しくは指示に違反した場合。
  - (2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合。
  - (3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合。
  - (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合。
  - (5) 間接補助事業者が、法令に違反又は間接補助金を間接補助事業以外の用途に使用した場合。
  - (6) 補助事業者が、別紙暴力団排除に関する誓約事項に違反した場合。
- 2 大臣は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。
- 3 大臣は、前項の返還を命ずる場合には、第1項第4号及び第5号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第2項に基づく補助金の返還については、第17条第3項の規定を準用する。

(財産の管理等)

第21条 補助事業者は、補助対象経費（補助事業の一部を第三者に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

- 2 補助事業者は、取得財産等について、様式第9による取得財産等管理台帳を備え管理しなければならない。
- 3 補助事業者は、当該年度に取得財産等があるときは、第16条第1項に定める実績報告書に様式第10による取得財産等管理明細表を添付しなければならない。
- 4 大臣は、補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部若しくは一部を国に納付させことがある。

(財産の処分の制限)

第22条 取得財産等のうち、施行令第13条第4号及び第5号の規定に基づき大臣が定める処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械、器具及び他の財産とする。

- 2 適正化法第22条に定める財産の処分を制限する期間は、補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を勘案して、大臣が別に定める期間とする。
- 3 補助事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ様式第11による申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。
- 4 前条第4項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

(情報管理及び秘密保持)

第23条 補助事業者は、補助事業の遂行に際し知り得た第三者の情報については、当該情報を提供す

る者の指示に従い、又は、特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守し適正な管理をするものとし、補助事業の目的又は提供された目的以外に利用してはならない。

なお、情報のうち間接補助事業者その他の第三者の秘密情報（間接補助事業者が取得した研究成果、事業関係者の個人情報等を含むがこれらに限定されない。）については、機密保持のために必要な措置を講ずるものとし、正当な理由なしに開示、公表、漏えいしてはならない。

2 補助事業者は、補助事業の一部を第三者（以下「履行補助者」という。）に行わせる場合には、履行補助者にも本条の定めを遵守させなければならない。補助事業者又は履行補助者の役員又は従業員による情報漏えい行為も補助事業者による違反行為とみなす。

3 本条の規定は補助事業の完了後（廃止の承認を受けた場合を含む。）も有効とする。

#### （暴力団排除に関する誓約）

第24条 申請者は、別紙記載の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

#### （間接補助金の業務方法書の承認）

第25条 補助事業者は、補助事業の開始前に、間接補助金の交付の手続き等について、業務方法書を定め、大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

#### （間接補助金交付の際付すべき条件等）

第26条 補助事業者は、間接補助事業者に間接補助金を交付するときは、第8条から第11条まで、第12条第4項から第7項まで、第13条から第17条第3項まで及び第19条から第24条までの規定に準ずる条件を付さなければならない。

2 補助事業者は、前項の規定により付した条件等によって間接補助金に係る返還等があったときは、速やかに大臣に報告し、その指示を受けなければならない。

3 補助事業者は、間接補助金の支払に必要な経費として第18条第1項ただし書による補助金の支払を受けたときは、遅滞なく、間接補助金を間接補助事業者に支払わなければならない。

#### 附 則（平成23・03・31財資第228号）

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

#### 附 則（平成24・03・27財資第17号）

この要綱は、平成24年4月5日から施行し、平成24年度予算から適用する。ただし、改正前に交付した補助金に係る手続については、なお従前の例による。

#### 附 則（平成24・05・21財資第3号）

この要綱は、平成24年6月1日から施行する。ただし、改正前に交付した補助金に係る手続については、なお従前の例による。

#### 附 則（20130315財資第31号）

この要綱は、平成25年度暫定予算から適用する。ただし、改正前に交付した補助金に係る手続については、なお従前の例による。

#### 附 則（20150126財資第6号）

この要綱は、平成27年2月9日から施行する。ただし、改正前に交付した補助金に係る手続については、なお従前の例による。

#### 附 則（20150320財資第18号）

- 1 この要綱は、平成27年4月16日から施行する。ただし、改正前に交付した補助金に係る手続きについては、なお従前の例による。
- 2 平成27年度予算に係る補助金のうち、この要綱の施行前に交付決定を行う補助金であって、補助事業の実施期間に平成27年4月1日から平成27年4月15日を含む場合の当該期間における補助対象となる離島及び離島ごとの補助金額の単価は、改正前の別表2によるものとし、平成27年4月16日以降の当該期間における補助対象となる離島及び離島ごとの補助金額の単価は、改正後の別表2によるものとする。

#### 附 則（20160323財資第2号）

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。ただし、改正前に交付した補助金に係る手続きについては、なお従前の例による。
- 2 改正後の別表2の愛媛県九島の補助金額の単価については、平成28年4月3日以降は適用しない。

#### 附 則（20170116財資第2号）

この要綱は、平成29年1月31日から施行する。ただし、改正前に交付を行った補助金に係る手続きについては、なお従前の例による。

#### 附 則（20180301財資第6号）

この要綱は、平成30年度予算から施行する。ただし、改正前に交付を行った補助金に係る手続きについては、なお従前の例による。

#### 附 則（20190208財資第2号）

- 1 この要綱は、平成31年度予算から施行する。ただし、改正前に交付を行った補助金に係る手続きについては、なお従前の例による。
- 2 平成31年度予算に係る補助金のうち離島のガソリン流通コスト対策事業及び離島のガソリン販売関係法定検査等支援事業の間接補助対象経費の期間は第4条第2項ただし書の規定にかかわらず、平成31年4月1日から平成32年1月31日までの期間とする。なお、元号の改正後は「平成31年」を「新元号元年」に、「平成32年」を「新元号2年」に読み替えるものとする。

#### 附 則（20200302財資第8号）

この要綱は、令和2年度予算から施行する。ただし、改正前に交付を行った補助金に係る手続きについては、なお従前の例による。

#### 附 則（20210302財資第11号）

この要綱は、令和3年度予算から施行する。

#### 附 則（20230314財資第2号）

- 1 この要綱は、令和5年度予算から施行する。ただし、改正前に交付を行った補助金に係る手続きについては、なお従前の例による。
- 2 改正後の別表2の補助金額の単価については、令和5年4月1日以降の販売期間から適用する。ただし、鹿児島県下甑島の補助金額の単価については、同年4月1日から同年9月30日までの販売期間は18円とし、同年10月1日からの販売期間は15円とする。

#### 附 則（20241202財資第14号）

この要綱は、令和6年12月19日より施行する。ただし、改正前に交付を行った補助金に係る手続きについては、なお従前の例による。

### 暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなつても、異議は一切申し立てません。

#### 記

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

別表 1

補助金の名称	補助対象 経費の区分	内 容	補助率
石油製品販売業構造改善 対策事業費補助金（離島・S S過疎地等における石油製品の流通合理化支援事業のうち離島のガソリン流通コスト対策事業に係るもの）	離島のガソリン流通コスト対策事業費	離島のガソリン流通コスト対策事業に要する経費	定額
	離島のガソリン販売関係法定検査等支援事業費	離島のガソリン販売に関する検査及び検定等に要する経費	
	離島のガソリンスタンド等支援事業費	離島のガソリンスタンド等支援事業に要する経費	
	人件費	補助事業に直接従事する者的人件費	
	事務費	申請関係印刷費、申請関係費（発送費、送金手数料、会議費、会場借料、通信連絡費、その他補助事業を行うために特に必要と認められる経費）、職員旅費、広報費、臨時傭役費、一般管理費	
	委託・外注費	申請受付手続等事務処理業務の委託・外注に要する経費	

別表 2

都道県	島名	補助単価	都道県	島名	補助単価	都道県	島名	補助単価
北海道	礼文島	15	広島県	似鳥	15	長崎県	度島	8
	利尻島	15		巖島	10		高島(平戸市)	15
	焼尻島	8		柱島	10		宇久島	15
	天売島	8		浮島	15		六島	15
	奥尻島	15		平都島	20		納島	15
宮城県	江島	25	山口県	祝島	20		小値賀島	15
	網地島	25		大津島	15		大島(小値賀町)	15
	田代島	18		野島	15		坂島	15
	寒風沢島	22		薺井島	15		高島(佐世保市)	10
	野々島	22		六連島	15		黒島(佐世保市)	10
	桂島	22		見島	20		中通島	15
	朴島	17		大島	15		若松島	15
	飛島	13		相島	7		有福島	15
東京都	大島	10	香川県	豊島	10		漁生浦島	15
	利島	35		直島	10		奈留島	25
	新島	35		男木島	20		久賀島	25
	式根島	35		女木島	26		桃島	25
	神津島	35		本島	20		福江島	10
	三宅島	35		広島	10		嵯峨島	25
	御蔵島	35		栗島	15		江島	26
	八丈島	23		志々島	15		平島	26
	青ヶ島	40		伊吹島	15		松島	10
	父島	55		小豆島	7		池島	15
	母島	70		伊島	15		高島(長崎市)	20
新潟県	要島	10	徳島県	出羽島	15	熊本県	湯島	8
	佐渡島	10		魚島	15		横浦島	15
	石川県	59		弓削島	5		御所浦島	10
静岡県	舳倉島	59		生名島	7		姫島	10
	初島	20		岩城島	2	大分県	保戸島	15
愛知県	佐久島	10		大下島	20		大島	15
	日間賀島	15		野忽那島	15		島野浦島	15
	篠島	15		睦月島	15		獅子島	15
三重県	神島	9		中島	10		上齋島	15
	答志島	9		怒和島	20		中齋島	15
	菅島	9		津和地島	20		下齋島	15
	坂手島	7		二神島	20		種子島	10
	渡鹿野島	9		大島	12		屋久島	10
滋賀県	沖島	15		幕島	1		口永良部島	25
兵庫県	沼島	15		戸島	1		竹島	15
	男鹿島	20		日振島	11		硫黄島	15
	家島	15		興居島	7		黒島	15
	坊勢島	15		沖ノ島	15		口之島	33
	西島	15		大島	10		中之島	35
島根県	島後	10	高知県	相島	15	鹿児島県	諫勅之瀬島	35
	中ノ島	15		玄界島	15		平島	35
	西ノ島	15		小呂島	20		甑石島	35
	知夫里島	15		姫島	8		小宝島	35
岡山県	大多府島	15		能古島	15		宝島	32
	鴻島	15		高島	11		奄美大島	10
	高島	15		小川島	25		加計呂麻島	21
	白石島	15		加唐島	24		与路島	24
	北木島	10		馬渡島	24		諸島	24
	真鍋島	20		対馬島	10		喜界島	16
	前島	15		赤島	10		徳之島	10
広島県	走島	20		壱岐島	10		沖永良部島	17
	百島	11		青島	11		与論島	19
	大崎上島	10		大島(平戸市)	4			
	阿多田島	20						

(円/リットル)

### 別表 3

下表に掲げる検査等に要する経費。ただし、消費税及び地方消費税を除き、補助金交付上限額を別表4に掲げる経費と合計で販売店当たり450千円とする。

なお、消費税及び地方消費税を除く本事業の1申請当たりの総額は別表4に掲げる経費と合計で500千円未満のものとする。

石油製品販売設備及び揮発油販売業者に係る法定検査等のうち次に掲げるもの（ただし、他の補助金により実施した場合は除く。）

- (1)消防法第10条第4項の規定に基づく取扱所及び貯蔵所の定期点検
- (2)計量法第72条に基づく計量機検定
- (3)揮発油等の品質の確保等に関する法律第16条に基づく揮発油の分析

#### 別表 4

下表に掲げる設備等の補修等に要する経費。ただし、消費税及び地方消費税を除き、補助金交付上限額を別表 3 に掲げる経費と合計で販売店当たり 450 千円とする。

なお、消費税及び地方消費税を除く本事業の 1 申請当たりの総額は別表 3 に掲げる経費と合計で 500 千円未満のものとする。

- |  |
|--|
| 1. 石油製品販売設備及び施設の補修・改修費（部材・器具の交換、輸送費、工事費等の経費を含む。）のうち次に掲げるもの |
| (1)給油設備及び注油設備（本体及び付属設備、土台）                                 |
| (2)電気設備（動力設備、電灯設備、照明設備）                                    |
| (3)洗車機   |
| (4)キャノピー   |
| (5)防火扉   |
| (6)タンク設備及び配管（本体及び付属設備）                                     |
| (7)ベーパーリカバリー装置   |
| (8)土間  |
| (9)油水分離槽   |
| (10)建屋   |
| (11)石油製品運搬車両   |
| (12)空調設備（ガソリンスタンド内の施設に限る。）                                 |
| (13)給排水衛生設備（ガソリンスタンド内の施設に限る。）                              |
| (14)その他、石油製品販売に使用する設備及び施設                                  |
| 2. 石油製品販売設備及び備品の購入費（輸送費、工事費等の経費を含む。）のうち次に掲げるもの             |
| (1)運搬容器等   |
| (2)消火設備  |
| (3)スプレー高圧洗車機   |
| (4)カーマット洗浄機  |
| (5)車内用掃除機  |
| (6)オイルチェンジャー   |
| (7)クーラーガス充填機   |
| (8)タイヤ交換用設備及び器具  |
| (9)空気圧充填設備   |
| (10)バッテリーテスター  |
| (11)ベーパーリカバリー装置  |
| (12)内燃機関発電設備   |
| (13)緊急時用移動式ポンプ   |
| (14)混合油計量機   |
| (15)配線用漏洩遮断機（電子ブレーカー）                                      |
| (16)備品棚  |
| (17)バッテリー充電器   |
| (18)レジスター（ガソリン販売に使用するものに限る。）                               |
| (19)POS（ガソリン販売に使用するものに限る。）                                 |
| (20)車両及び船舶の修理用工具   |
| (21)計量機  |
| (22)空調設備（ガソリンスタンド内の施設に設置するものに限る。）                          |
| (23)灯油配達システム（ソフト及び車載用端末）                                   |
| (24)自動車用灰皿洗浄機  |
| (25)洗車タオル用洗濯機（ガソリンスタンドに設置するものに限る。）                         |
| (26)除雪機（ガソリンスタンドにおいて使用するものに限る。）                            |
| (27)情報通信機器（ガソリン販売に使用するものであって、ガソリンスタンドに設置するものに限る。）          |
| (28)その他、石油製品販売に使用する設備及び備品                                  |

(様式第1)

番号  
年月日

経済産業大臣 殿

申請者 住所  
氏名 法人についての名称  
及び代表者の氏名

年度石油製品販売業構造改善対策事業費補助金（離島・SS過疎地等における石油製品の流通合理化支援事業のうち離島のガソリン流通コスト対策事業に係るもの）交付申請書

石油製品販売業構造改善対策事業費補助金（離島・SS過疎地等における石油製品の流通合理化支援事業のうち離島のガソリン流通コスト対策事業に係るもの）交付要綱（平成23・03・31財資第228号。以下「交付要綱」という。）第5条第1項の規定に基づき、上記補助金の交付について下記のとおり申請します。

なお、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び交付要綱の定めるところに従うことを承知の上、申請します。

記

1. 補助事業の目的及び内容

2. 補助事業の開始及び完了予定日

3. 補助事業に要する経費

円

4. 補助対象経費

円

5. 補助金交付申請額

円

6. 補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の配分額（別紙1）及び四半期別発生予定額（別紙2）

7. 同上の金額の算出基礎

（注1）申請書には、次の事項を記載した書面を添付すること。

1. 申請者の営む主な事業
2. 申請者の資産及び負債に関する事項
3. 補助事業の経費のうち補助金によって賄われる部分以外の部分の負担者、負担額及び負担方法
4. 補助事業の効果
5. 補助事業に関して生ずる収入金に関する事項
6. 申請者の役員等名簿
7. 実施体制図

（注2）消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して申請する場合は、次の算式を明記すること。

補助金所要額－消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額＝補助金額

## 補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の配分額

(単位：円)

補助対象経費の区分	補助事業に要する経費	補助対象経費の額	積算内訳	補助率	補助金の交付申請額	備考
合計						

## 補助事業に要する経費の四半期別発生予定額

(単位：円)

補助事業に要する 経費の区分	補助事業に要する経費				
	第1・四半期	第2・四半期	第3・四半期	第4・四半期	計
合 計					

別添

### 役員名簿（記載例）

(注)

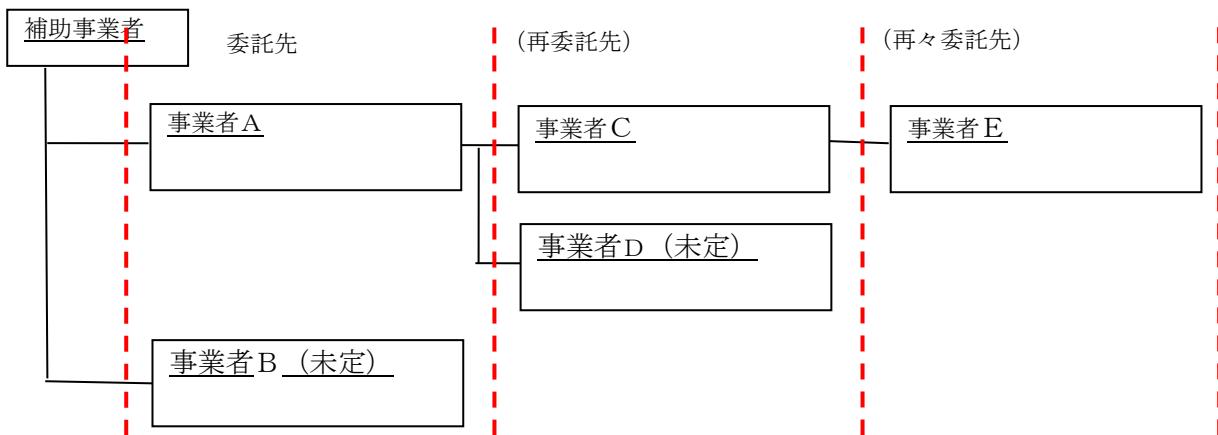
役員名簿については、氏名カナ（半角、姓と名の間も半角で1マス空け）、氏名漢字（全角、姓と名の間も全角で1マス空け）、生年月日（半角で大正はT、昭和はS、平成はH、数字は2桁半角）、性別（半角で男性はM、女性はF）、会社名及び役職名を記載する。（上記記載例参照）。

また、外国人については、氏名欄にはアルファベットを、氏名カナ欄は当該アルファベットのカナ読みを記載すること。

## 実施体制図

実施体制（税込み100万円以上の契約。請負その他委託の形式を問わない。）

事業者名	当社との関係	住所	契約金額(税込み)	業務の範囲
事業者A	委託先	東京都〇〇区……	※算用数字を使用し、円単位で表記	※できる限り詳細に記入のこと
事業者B未定	外注先	//	//	//
事業者C	再委託先(事業者Aの委託先)	//	//	//
事業者D未定 (再委託先)	再委託先(事業者Aの委託先)	//	//	//
事業者E(再々委託先)	再々委託先(事業者Cの委託先)	//	//	//



## 【実施体制図に記載すべき事項】

- ・補助事業の一部を第三者に委託する場合については、契約先の事業者（税込み100万円以上の取引に限る）の事業者名、補助事業者との契約関係、住所、契約金額及び業務の範囲
- ・第三者の委託先からさらに委託している場合（再委託などを行っている場合で、税込み100万円以上の取引に限る）も上記同様に記載のこと。

番号  
年月日法人にあっては名称  
及び代表者の氏名 宛て

経済産業大臣 名

## 年度石油製品販売業構造改善対策事業費補助金（離島・SS過疎地等における石油製品の流通合理化支援事業のうち離島のガソリン流通コスト対策事業に係るもの）交付決定通知書

年 月 日付け第 号をもって申請のありました 年度石油製品販売業構造改善対策事業費補助金（離島・SS過疎地等における石油製品の流通合理化支援事業のうち離島のガソリン流通コスト対策事業に係るもの）については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）第6条第1項の規定に基づき下記のとおり交付することに決定しましたので、適正化法第8条の規定に基づき通知します。

## 記

1. 補助金の交付の対象となる事業の内容は、 年 月 日付け第 号で申請のありました 年度石油製品販売業構造改善対策事業費補助金（離島・SS過疎地等における石油製品の流通合理化支援事業のうち離島のガソリン流通コスト対策事業に係るもの）交付申請書（以下「交付申請書」という。）記載のとおりとします。

2. 補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額は、次のとおりとします。

補助事業に要する経費	円
補助対象経費	円
補助金の額	円

ただし、補助事業の内容が変更された場合における補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額については、別に通知するところによるものとします。

3. 補助対象経費の配分及びこの配分された経費に対応する補助金の額は、交付申請書記載のとおりとします。

4. 補助金の額の確定は、補助対象経費の区分ごとに配分された経費の実支出額に補助率を乗じて得た額と配分された経費ごとに對応する補助金の額とのいずれか低い額の合計額とします。

5. （補助事業者名）は、適正化法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び石油製品販売業構造改善対策事業費補助金（離島・SS過疎地等における石油製品の流通合理化支援事業のうち離島のガソリン流通コスト対策事業に係るもの）交付要綱（平成23・03・31財資第228号。以下「交付要綱」という。）の定めるところに従わなければなりません。

なお、これらの規定に違反する行為がなされた場合、次の措置が講じられ得ることに留意してください。また、間接補助事業者等の不正経理等の防止に万全を期してください。

(1) 適正化法第17条第1項若しくは第2項の規定による交付決定の取消し、第18条第1項の

規定による補助金等の返還又は第19条第1項の規定による加算金の納付。

(2) 適正化法第29条から第32条（地方公共団体の場合は第31条）までの規定による罰則。

- (3) 相当の期間補助金等の全部又は一部の交付決定を行わないこと。
- (4) 当省の所管する契約について、一定期間指名等の対象外とすること。
- (5) 補助事業者等の名称及び不正の内容の公表。

6. 補助金に係る消費税及び地方消費税相当額については、交付要綱の定めるところにより、消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額を減額することとなります。

7. (補助事業者名)は、補助事業に従事した時間等を明らかにするため、以下の帳簿等を日々作成しなければなりません。

- (1) 補助事業に従事した者の出勤状況を証明するに足る帳簿等
- (2) 前号の者ごとにおいて実際に補助事業に従事した時間を証明するに足る帳簿等

責任者：○○局○○課長 ○○

担当者：○○、○○

電話：03-3501-1511 (内線0000)

03-3501-0000 (直通)

(様式第3)

番 号  
年 月 日

経済産業大臣 殿

補助事業者 住所  
氏名 法人にあっては名称  
及び代表者の氏名

年度石油製品販売業構造改善対策事業費補助金（離島・S S過疎地等における石油製品の流通合理化支援事業のうち離島のガソリン流通コスト対策事業に係るもの）計画変更（等）承認申請書

石油製品販売業構造改善対策事業費補助金（離島・S S過疎地等における石油製品の流通合理化支援事業のうち離島のガソリン流通コスト対策事業に係るもの）交付要綱第11条第1項の規定に基づき、計画変更（等）について下記のとおり申請します。

記

1. 変更の内容
2. 変更を必要とする理由
3. 変更が補助事業に及ぼす影響
4. 変更後の補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の配分額  
(新旧対比) (別紙)
5. 同上の算出基礎

(注) 中止又は廃止にあっては、中止又は廃止後の措置を含めてこの様式に準じて申請すること。

## 変更後の補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の配分額

補助対象経費 の区分	補助事業に要する経費			補助対象経費の額			補助率
	配分済額	変更額	改配分額	配分済額	変更額	改配分額	
合 計							

(単位：円)

補助金の額		
配分済額	変更額	改配分額

(様式第4)

番 号  
年 月 日

経済産業大臣 殿

補助事業者 住所  
氏名 法人にあっては名称  
及び代表者の氏名

年度石油製品販売業構造改善対策事業費補助金（離島・S S過疎地等における石油製品の流通合理化支援事業のうち離島のガソリン流通コスト対策事業に係るもの）事故報告書

石油製品販売業構造改善対策事業費補助金（離島・S S過疎地等における石油製品の流通合理化支援事業のうち離島のガソリン流通コスト対策事業に係るもの）交付要綱第14条の規定に基づき、補助事業の事故について下記のとおり報告します。

記

1. 事故の原因及び内容
2. 事故に係る金額 円
3. 事故に対して採った措置
4. 補助事業の遂行及び完了の予定

(様式第5)

番 号  
年 月 日

経済産業大臣 殿

補助事業者 住所  
氏名 法人にあっては名称  
及び代表者の氏名

年度石油製品販売業構造改善対策事業費補助金（離島・S S過疎地等における石油製品の流通合理化支援事業のうち離島のガソリン流通コスト対策事業に係るもの）状況報告書

石油製品販売業構造改善対策事業費補助金（離島・S S過疎地等における石油製品の流通合理化支援事業のうち離島のガソリン流通コスト対策事業に係るもの）交付要綱第15条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 補助事業の遂行状況
2. 補助対象経費の区分別収支概要（別紙）

(別紙)

補助事業に要する経費の使用状況

(単位：円)

補助事業に要する 経費の区分	補助事業に要する経費		
	配分済額	実績額 (年月日～年月日)	支出見込額 (年月日～年月日)
合 計			

番号  
年月日

経済産業大臣 殿

補助事業者 住所  
氏名 法人についての名称  
及び代表者の氏名

年度石油製品販売業構造改善対策事業費補助金（離島・SS過疎地等における石油製品の流通合理化支援事業のうち離島のガソリン流通コスト対策事業に係るもの）実績報告書

石油製品販売業構造改善対策事業費補助金（離島・SS過疎地等における石油製品の流通合理化支援事業のうち離島のガソリン流通コスト対策事業に係るもの）交付要綱第16条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

## 記

## 1. 実施した補助事業

- (1) 補助事業の内容
- (2) 重点的に実施した事項
- (3) 補助事業の効果

## 2. 補助事業の収支決算

(1) 収入 (単位：円)

項目	金額
自己資金 補助金充当額	
合計	

## (2) 支出

## (イ) 総括表

(単位：円)

区分	補助事業に 要した経費		補助対象経費				補助金充当額		
	計画額	実績額	計画額	流用額	流用後額	実績額	交付決定額	流用後交付決定額	実績額
合計									

(ロ) 経費の内訳 (別紙による収支明細表に記載)

(注1) 当該年度に財産を取得しているときは、交付要綱第21条第3項の規定に基づき、様式第10による取得財産等管理明細表を添付することとする。

(注2) 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告する場合は、次の算式を明記すること。

$$\text{補助金所要額} - \text{消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額} = \text{補助金額}$$

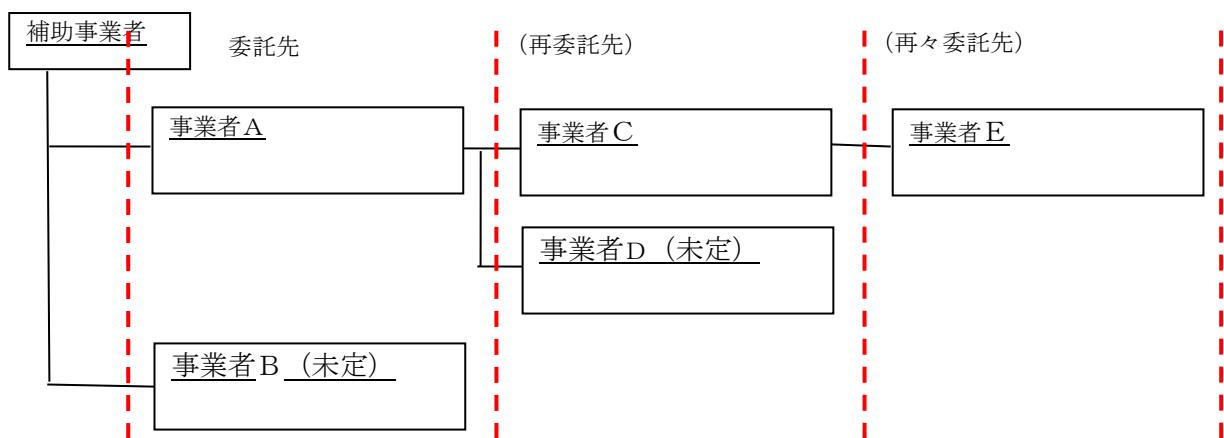
(注3) 支出総括表の流用後交付決定額は、区分間の流用をした場合に流用後の交付決定額を記載することとする。

(注4) 補助事業の一部を第三者に委託をした場合は、最終的な実施体制図を添付すること。

## 実施体制図

実施体制（税込み100万円以上の契約。請負その他委託の形式を問わない。）

事業者名	当社との関係	住所	実績額(税込み)	業務の範囲
事業者A	委託先	東京都〇〇区・・・・	※算用数字を使用し、円単位で表記	※できる限り詳細に記入のこと
事業者B未定	外注先	//	//	//
事業者C	再委託先（事業者Aの委託先）	//	//	//
事業者D未定	再委託先（事業者Aの委託先）	//	//	//
事業者E（再々委託先）	再々委託先（事業者Cの委託先）	//	//	//



## 【実施体制図に記載すべき事項】

- ・補助事業の一部を第三者に委託（請負その他委託の形式を問わない。）した場合については、契約先の事業者（税込み100万円以上の取引に限る）の事業者名、補助事業者との契約関係、住所、実績額及び業務の範囲
- ・第三者の委託先からさらに委託している場合（再委託などを行っている場合で、税込み100万円以上の取引に限る）も上記と同様に記載のこと。

(別紙)

収支明細表

補助対象経費の区分	交付決定額					
	交付決定額		流用増減額		流用後交付決定額	
	補助対象経費の額	補助金の額	補助対象経費の額	補助金の額	補助対象経費の額	補助金の額
合計						

(単位：円)

決算額					備考
収入	支出			差引	
補助金の収入額	補助対象経費の実績額	補助対象経費の限度額	補助率	補助金の額	補助金返納額

番号  
年月日

経済産業大臣 殿

補助事業者 住所  
氏名 法人にあっては名称  
及び代表者の氏名

年度石油製品販売業構造改善対策事業費補助金（離島・S S過疎地等における石油製品の流通合理化支援事業のうち離島のガソリン流通コスト対策事業に係るもの）精算  
(概算) 払請求書

石油製品販売業構造改善対策事業費補助金（離島・S S過疎地等における石油製品の流通合理化支援事業のうち離島のガソリン流通コスト対策事業に係るもの）交付要綱第18条第2項の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

1. 精算 (概算) 払請求金額 (算用数字を使用すること。) 円
2. 請求金額の算出内訳 (概算払の請求をするときに限る。) (別紙)
3. 概算払を必要とする理由 (概算払の請求をするときに限る。)
4. 振込先金融機関名、支店名、預金の種別、口座番号及び預金の名義を記載すること。

(注) 概算払の請求をするときには、別紙「概算払請求内訳書」を添付すること。

(別紙)

請求金額の算出内訳

(単位：円)

補助対象経費の区分	補助対象経費の額			補助率	補助金の額		
	配分済額	実績額 (年月日～ 年月日)	支出見込額 (年月日～ 年月日)		配分済額	前回までの受領額	今回請求額
合計							

(様式第8)

番 号  
年 月 日

経済産業大臣 殿

補助事業者 住所  
氏名 法人にあっては名称  
及び代表者の氏名

年度石油製品販売業構造改善対策事業費補助金（離島・S S過疎地等における石油製品の流通合理化支援事業のうち離島のガソリン流通コスト対策事業に係るもの）に係る消費税額及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書

石油製品販売業構造改善対策事業費補助金（離島・S S過疎地等における石油製品の流通合理化支援事業のうち離島のガソリン流通コスト対策事業に係るもの）交付要綱第19条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 補助金額（交付要綱第17条第1項による額の確定額） 円
2. 補助金の確定時における消費税及び地方消費税に  
係る仕入控除税額 円
3. 消費税額及び地方消費税額の確定に伴う補助金に  
係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 円
4. 補助金返還相当額（3. - 2. ） 円

（注）別紙として積算の内訳を添付すること。

## 取得財産等管理台帳

区分	財産名	規格	数量	単価	金額	取得年月日	処分制限期間	保管場所	補助率	備考
				円	円					

- (注) 1. 対象となる取得財産等は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第13条第1号から3号に定める財産、取得価格又は効用の増加価格が本交付要綱第22条第1項に定める処分制限額以上の財産とする。
2. 財産名の区分は、（ア）不動産、（イ）船舶、航空機、浮標、浮さん橋及び浮ドツク、（ウ）（ア）（イ）に掲げるものの従物、（エ）車両及び運搬具、工具、器具及び備品、機械及び装置、（オ）無形資産、（カ）開発研究用資産、（キ）その他の物件とする。
3. 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は分割して記載すること。
4. 取得年月日は、検収年月日を記載すること。
5. 処分制限期間は、本交付要綱第22条第2項に定める期間を記載すること。

取得財産等管理明細表（年度）

区分	財産名	規格	数量	単価	金額	取得年月日	処分制限期間	保管場所	補助率	備考
				円	円					

- (注) 1. 対象となる取得財産等は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第13条第1号から3号に定める財産、取得価格又は効用の増加価格が本交付要綱第22条第1項に定める処分制限額以上の財産とする。
2. 財産名の区分は、(ア) 不動産、(イ) 船舶、航空機、浮標、浮さん橋及び浮ドック、(ウ)(ア) (イ) に掲げるものの従物、(エ) 車両及び運搬具、工具、器具及び備品、機械及び装置、(オ) 無形資産、(カ) 開発研究用資産、(キ) その他の物件とする。
3. 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は分割して記載すること。
4. 取得年月日は、検収年月日を記載すること。
5. 処分制限期間は、本交付要綱第22条第2項に定める期間を記載すること。

(様式第11)

番 号  
年 月 日

経済産業大臣 殿

補助事業者 住所  
氏名 法人にあっては名称  
及び代表者の氏名

年度石油製品販売業構造改善対策事業費補助金(離島・SS過疎地等における石油製品の流通合理化支援事業のうち離島のガソリン流通コスト対策事業に係るもの)財産処分承認申請書

石油製品販売業構造改善対策事業費補助金(離島・SS過疎地等における石油製品の流通合理化支援事業のうち離島のガソリン流通コスト対策事業に係るもの)交付要綱第22条第3項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

## 1. 処分の内容

①処分する財産名等(別紙)

②処分の内容(有償・無償の別も記載のこと。)及び処分予定日  
処分の相手方(住所、氏名又は名称、使用の目的等。)

## 2. 処分理由

## 処分する財産名等

区分	財産名	規格	数量	単価	金額	取得年月日	処分制限 期間	保管場所	補助率	備考
				円	円					

- (注) 1. 処分の方法として売却、譲渡、交換、貸与、担保提供等の別を記載する。自己使用の場合は、用途を記載すること。  
2. 取得財産が共有の場合は、備考に共有相手及び共有比率を記載すること。